

北海道における自作地主部落の展開構造 (一)

——空知郡栗沢村砺波部落の事例——

田 畑 保

- 一 はじめに——問題意識と接近視角——
- 二 対象地の概況
- 三 砺波部落における農業の展開と農民層の分解
 - (一) 畑作農業の形成・展開と地主・小作関係の形成
 - (二) 水田農業の展開と農民層分解の動向 (以上本号)
- 四 自作地主型部落構造の形成
- 五 部落財政と部落諸活動
- 六 部落構造と地主・小作関係
 - (一) 小作料問題と部落構造
- 七 部落産業組合の展開
 - (一) 地主・小作関係の成文化
 - (二) 部落外地主に対する規制と保護
 - (三) 部落と産業組合
 - (四) 砺波産業組合の結成過程
 - (五) 主要事業の実態
 - (六) 全村産業組合への編成
- 八 部落構造の新展開
 - (一) 小作層の部落運営への組み入れ
 - (二) 農事実行組合組織の強化
- 九 結 び

一 はじめに——問題意識と接近視角——

北海道農村の社会構造が府県農村のそれと異なることについては、夙に指摘され、また我々が農村調査の際などにしばしば実感するところでもある。その差異とは、農村社会を構成する農家、およびそれらが相互におりなす諸

北海道における自作地主部落の展開構造 (一)

関係の差、つまるところ農家の社会的性格の差異、村落構造の差異である。そのような差異は、一般的には土地制度、土地所有のあり様、農業経営、農業構造の性格の差に根ざすところが大きいのであろうが、特に注目しなければならぬのは、それらの歴史性の相違による面であらう。北海道の農村は、そのほとんどが日本資本主義の確立過程の中で、いわばその内国植民として府県農村から排出された移住民によって新たに開拓された農村である。そしてそれに基づく特殊事情が、北海道という自然的風土とからみあいつつ形成されていく社会的風土のもとにおいて、その後の農業と農村の展開のあり様をもまた独自なものへと形づくっていったと考えられるからである。それ故、北海道の農村社会構造の解明にあたっても、その歴史的展開過程を分析する中から接近していくことが必要とならう。

ところで、北海道の農村社会の歴史的展開過程およびその特質の解明にかかわって、北海道の農村の類型区分が、角度を異にしてではあるが、これまでいくつか出されている。例えば、『新北海道史』では、集落の歴史的な形成事情、集落形態などを基準にした移住集落の類型として、土族移住村、屯田兵村、植民区画村、非植民区画村、小作農場村などがあげられている。⁽¹⁾ あるいはまたこれとはかなり角度を異にするが、戦後の農村社会に関して布施氏は、生産構造の地域差と開拓過程の歴史的差異とに基づく農村社会の構成、内部結合の差という点から、道南の近代農村社会、根釧・天北や戦後開拓の後進農業地帯のプロレタリアート農村社会、畑作地帯の富農志向農村と共同化志向農村等の類型を指摘している。⁽²⁾

これらの類型区分の仕方とその視点に関して若干ふれておけば、前者で指摘されているような入植形態、集落形態からの区分は、しばしばふれられるところであり、確かにそれは村落構造の差を規定する要因の一つとなると思

われる。しかし問題はそれらがいかに内部化され、村落の内部構造の特性を形成していくかというところにこそある。とすれば、単にそれらの形態の指摘だけにとどまることなく、村落内の階層構造の差（不在地主Ⅱ小作農場型、在村地主型等）、移住入植農民の社会的性格の差（東北農村からの場合と西日本農村からの場合との差等）、あるいは水田と畑作との農業構造の差（地域的には例えば空知と十勝の差）等をもふくめて考察されなければならないであらう。

後者の区分に関しては、空知・上川等の水田地帯農村がこれらの類型でどのように位置づけられるのか必ずしも明確でないが、その地帯もふくめ北海道の農村を支配的に特質づけているのはどの類型で、その内部構造はどのようなになっているかが、もっとたちいて明らかにされなければならない。その点でも、畑作中核地等の先進地農村社会の構造を、共同化志向農村、富農志向農村ということでもまとめることが適当であるかどうかは疑問としなければならぬ。

いまここで、これらの問題に深くたちいることはできないが、この類型区分の問題と、そこから北海道農村の展開過程の特質をどうつかまえていくかという問題について筆者なりの問題意識を述べ、本稿の課題とその位置づけについてふれておくことにしたい。

前述のように農村の歴史的展開過程という点からその類型を考えるにあたっては、移住入植形態、集落形態、営農形態、移住民の社会的性格、階層構造等々の多岐にわたる問題が考慮されねばならないが、その中でも最も基本におかれなければならないのは、村落内部の階層構造の差異であろう。不在地主Ⅱ小作農場型、在村地主型あるいは自作・小作併存型といった村落の階層構造の差が、村落の成員の性格および成員相互の関係等の内部構成のあり

様を大きく規定することになると考えられるからである。そしてそれを軸にすえた上で、例えば移住入植形態の差が階層構造にどうかかわっていくか、移住農民の府県での階層的・社会的性格の差や同郷性の強弱が、村落の成員の性格および成員相互の關係にどう関連していくか、あるいは水田・畑作といった農業の構造の差がそれらとどう相互規定的にかかわっていくのか、等々の問題が考察されねばならない。そのような立場からいえば、小作農場の村落と在村耕作地主（ないしは自作地主）の村落の二つが、各々その中に様々のバリエーションをふくみつつも戦前の北海道農村の展開を大きく類型化し、農地改革を経た戦後にも影響を及ぼしていくものとして重視されるべきではないかと思われる。

以上のような類型差と同時に、もう一つ重視しなければならない視点は、そのような差異を内にふくみつつも、そこに共通する性格Ⅱ北海道的な特質が次第に形成されていったのではないか、それはどのようなものであり、いつ、どのような形で形成されていったのか、ということである。そのような視点からみたとき、北海道の主要農村地帯においては、昭和恐慌後から昭和一〇年代にかけて、前述のような農村の多様性にもかかわらず、そこに次第に共通的な要素、側面が形づくられてくるのを見ることができ(3)る。それを、戦後にもひきつがれていくいわば北海道的な村落の形成期ともみることができ(3)るわけであるが、ここではその背景なり要因なりについてふれておくことにしたい。

まず第一に農業構造の面からは、既にしばしば指摘されているように第一次大戦後、外延的拡大の時代が終了し、内包的発展の時代へ移行し、農業構造の転換Ⅱ再編成の段階を迎えたことがあげられる。それは、北海道がいわゆる辺境性を次第に喪失し、開拓過程にともなう特殊性を失っていったことを意味する。そしてそれにもなつて生

じた村落の階層構造の変化の意義は、次のような点にあった。すなわち、地主制の動揺にともなう小作農場の開放や自作農創設の動き、および農民層の分解の進展によって、特殊的には不在大地主对小作、全体的には上層自作、下層小作、というそれまでの二極構成的な階層構成が次第に変化していったこと。そして、一方で小作層の流動性が一定程度弱化し、定着した部分の中からは小作中層、自小作中層へと上向化するものも生まれて自作中堅層に連なり、他方、上層自作・自小作の中から耕作地主へと上昇していく部分も生まれ、こうして全体的にみれば、中間層の比重がふえつつ、一つの連続的な階層構成へと変化していく傾向がうかがわれることである。ここでは、典型的にはいわゆる開発地主の生産的機能の喪失に示される農場地主の村落に対する影響力の後退、中小耕作地主の台頭という点と、小作層の多くが産業組合や農事実行組合に加入するということに示されるように、この層が村落の成員としてネグリジブルな位置から次第に脱しつつあったということに注目しておきたい。

第二は、世代交替と新たな生活様式、家関係の形成という側面である。明治の中期に北海道へ移住してきて以来約三〇年という一世代の区切りを経て、この頃にはいわゆる開拓一代目から二代目への世代交替期を迎える。開拓当初は、北海道の農村の多くは出身県によって言葉、生活慣習、宗教等を異にするいわばよそ者同志の寄合い世帯であり、各移住者は自らの郷里のそれらをもちこんでそれぞれ生活していた。しかしやがてそれら相互の交流、相互浸透の過程を経ながら、北海道という自然的、社会的風土に適合した共通の新しい生活様式、文化を生みだしていく。⁽⁴⁾ 世代の交替、北海道で生まれ、育った世代の台頭は、その過程を一層促進する。それは家関係の場合についても同様であろう。移住にともなう郷里での家関係との断絶と継続両面のからみあいのもとに、郷里を異にする者同志での婚姻関係の拡大とともに、新しい家と家との関係がつくり出されていく。世代の交替は当然それを促進す

る。

もう一つの要因としてあげなければならないのは、体制側からの政策的諸措置を通じての働きかけの面である。周知のように昭和恐慌以後、産業組合系統での産業組合拡大五カ年計画とそれを軸にすえたところの経済更生運動の展開が全国的規模においてなされる。ここで我々が注目したいのは、この過程において農会の農事指導の末端浸透機関として位置づけられてきた農事実行組合が、産業組合の下部機関としても位置づけられ、その事業遂行を末端で担うようになるとともに、農家相互の生活面での結びつきにまで及んで近隣組の性格をもつようになってきたことである。そうなることによって、農事実行組合は単なる農事指導の末端浸透機関という性格から脱して、農家の生活面、経済面とも強いかわりをもち、部落組織ともかなりの面で重なり合い、それに密着した集団へと転換することになったのである。⁽³⁾それはある程度まで全国的傾向ともいえたが、北海道の農村にとっては特にそれは重要な意味をもった。

というのは、北海道の農村の場合、部落の結合関係が当時まだ弱く、生産・生活面での互助機能も弱かっただけに、産業組合、政策からの働きかけによる、農事実行組合を通じての農家の結合関係が、部落結合、その互助機能を補完ないしは代位する役割を担ったからである。そしてこの農事実行組合は、産業組合補充五カ年計画、経済更生運動の展開やそれと関連する種々の農業政策の展開の中で、北海道の農村をほぼおおいつくことになる。北海道農村における部落の形成、展開の問題を考える上で、農事実行組合は抜きにできない存在なのである。

以上に述べたようなことを要因としながら、昭和恐慌後から昭和一〇年代にかけ、北海道的な村落が次第に形成されていく。ここではそれを仮説的に「農事組合型」村落への展開としてとらえておくことにしたい。それが、こ

の時期から戦後にかけて北海道において展開していく村落構造の特質を最もよく表現しうるのではないかと考えられるからである。この「農事組合理型」村落の特質に關して、前述したこともやや重なるが、さしあたり次のことを指摘しておくことにしたい。

そこでは、府県農村の如き地縁・血縁關係を紐帶とする部落の結合關係は比較的弱く、それを補完・代位する形で農事実行組合を核とする結合關係が——一つの農事実行組合で一つの部落を構成する場合にせよ、複数の農事実行組合で一つの部落を構成する場合にせよ——部落の結合關係において重要な位置を占めている。また、農家相互の結びつきも、一応地縁的な横のつながりを基礎にしながら、「家」そのものの未成熟とあいまって府県の場合に比べてルーズで不安定である。そして集落形態が散居制であることもあいまって部落、農事実行組合の範域も必ずしも固定的でなく、しばしば流動することもある。

このような中において農事実行組合を結合の核とせしめている要因としてあげておかねばならないのは、一つには北海道における農家と産業組合、農協との結びつきの深さである。農家の經濟生活の商品經濟との強い結びつき、資本蓄積の乏しさ等ともあいまって農家と農協との經濟的關係は北海道では極めて強いが、そのような關係の形成は、昭和恐慌以後、とくに統制經濟への移行期にその始まりをみることができるとする。そしてこの兩者の強い結びつきを媒介するのが、農事実行組合である。

もう一つは、体制側からの働きかけ、政策的諸措置である。それは昭和恐慌以後において強化されるが、北海道では部落の未発達、弱さがそうした政策的諸措置をより直接的に農家に及ぼしめるとともに、他面それをテコにして農事実行組合を中心にした農家の結集がはかられていく。この面においては北海道では、そもそも開拓当初から

行政区が上から一方的に設定され、官治的に運営されてきたということだけでなく、村落の自治的性格は府県に比べて非常に弱かった。ともあれこのような産業組合、農協と農家との強い結びつき、政策的諸措置という二つの要因を支えとして、農事実行組合という村落にとっていわば外在的な組織が、よりよく結合の核たりえたのである。その意味では、それは日本資本主義の発展段階の所産であったともいうことができる。

以上のような特徴をもつ「農事組合型」村落への展開は、戦後農地改革を経て一層本格化し、戦後北海道農村の構造を特徴づけるものとなる。すなわち世代的な交替は一層進むとともに、戦後農地改革によって地主制は一掃され、中農層の広範な形成をみ、それが戦後農村の中核的担い手となっていく。そして農村民主化の進展に支えられて、農家相互の平等的、自立的な面を拡大しつつ新たな関係を取りむすんでいく。その場合、農事実行組合組織は、物資配給、食糧供出問題をめぐってしばしば再編されることはあったが、紆余曲折を経ながらも次第に強化される農家と農協の関係のもとにあって、農家の最重要の結合単位であった。そして生産力の発展に応じて生ずる共同作業の編成、共同施設、機械の蓄積の要請に対しても農事実行組合は弾力的に対応していく。こうして戦後自作中農層を核として相対的にフラットな関係において組織される地縁のかつ機能的な集団としての農事実行組合、そしてそれを中心にして構成される村落の構造がうかびあがってくるのである。

以上はまだ一応の見通しにしかすぎない。これらの点を更に深く検討するためには、典型的な村落をとりあげ、その歴史的展開過程を細かく分析したモノグラフがもっと必要である。しかしそのようなものは現状ではまだ少ない。そこで、本稿では以上のような問題意識に基づいて、団体入植によって開拓された空知郡栗沢村砺波部落という自作地主型村落の一つをとりあげてその歴史的展開過程に関する一つのモノグラフをつくってみようとするもの

である。⁽⁸⁾

注(1) 『新北海道史』第四卷、一〇九三―一〇九七頁。

(2) 布施鉄治「北海道農村社会の構造的特質」(北海道社会学会編『社会学』、昭和三八年所収)。

(3) 北海道における部落の成立に關しては周知のように、明治末に成立したとする黒崎氏の見解(黒崎八洲次良『近代農業村落の成立と展開』)と、昭和恐慌期以後に「北海道農村にみられる部落的秩序の原型」が形づくられたとする布施氏の見解(布施前掲論文)等があるが、ここではむしろ、府県農村と大きく對比して特質づけられるところの北海道的な村落が、いつ、どのような形で形成されてきたかを問題としたい。

(4) いわゆる北海道語の形成がその象徴的なものであろう。府県からの移住者とともにもちこんだ各々の御里の「こ」とばの相互のぶつかり合いのなかから、一つの共通語としての北海道共通語を生みだしていく。

(5) 農事実行組合が社会生活の基礎的な単位をなすにいたったことについては、これまでの実態調査に基づく分析においてもいくつかふれられている。例えば黒崎前掲書や森岡清美「北海道篠津兵村の展開と村落構造」(東京教育大『社会科学論集』四号)等。

(6) 榎勇「北海道の農村社会と農協」(『現代農業経営経済新説』所収)参照。

(7) 以上の点に關連して布施氏は次のように述べている。「北海道においては、前時代からの自然村的な秩序が確立されていないだけに、体制的な諸要因はふるい部落(ムラ)のプリズムを通さずに、直接的に個々の農家に働きかけ、その結果、きわめて体制順応的にムラ秩序が形成されてきている」(布施前掲論文、四六頁)。

(8) もっともこの部落は、以上のような問題意識のもとに北海道的な村落の形成とその構造を分析する上で後述のように必ずしも典型的な部落とはいえない。この部落をとりあげた直接のきっかけは、ここには開拓当時から資料が、北海道の農村としては珍しくよく残されていたことにある。とはいえ、この部落も北海道の自作地主型の部落としてはそれなりの典型性をもちうるものと思われる。そしてそのような面において北海道の村落の問題を考える上での一つの手がかりを提供してくれるはずである。

二 対象地の概況

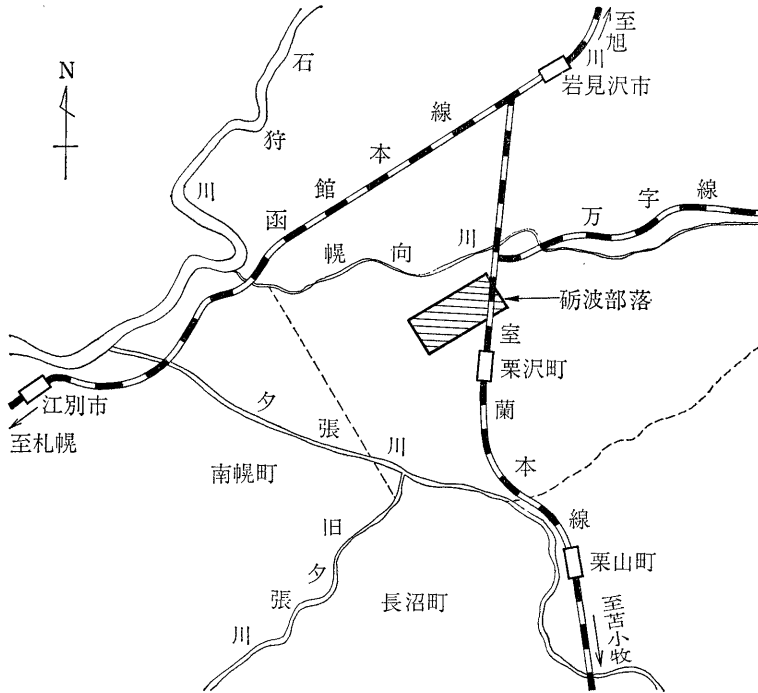
砺波部落の歴史的展開過程の分析に入るに先だち、現在の概況について簡単に述べておこう。

砺波部落が属する栗沢町は、南空知の水田地帯の一角に位置し、北部は空知地方の中心都市岩見沢市に隣接し、夕張川をはさんで西南部は南空知の大規模稲作地帯として知られる南幌町および長沼町と隣接している。町は東西に長く、全体からみればむしろ西端に近いところを南北に室蘭本線と国道二三四号線が平行して走っている。南空知水田地帯としての景観を示すのは国道の西側だけで、東側は丘陵地となっていて畑作と中小河川による灌漑水田とが入りまじっている。そして東側の更に奥は空知炭田の一角を構成している。

分析の対象である砺波部落は、国道の西側に位置する。植民区画によって設定された号と線でもって示せば、南七線一〇線、東六号一・一二号が部落の境界となる。東端を室蘭本線が走り、部落の中央を南北に走る東九号の道路が今は道々栗沢当別線となっていて、栗沢町市街までは約二キロの至近距離にあり、交通は便利である（第一図参照）。とはいえ、非農家は部落内にある寺院の住職や商店など四戸のみで、他は総て農家によって構成されているところの純然たる農業村落である。

耕地のほとんど総ては、明治末から昭和初めにかけて水田化されており、北海道としても旧開の水田地帯に属する。いま、昭和四〇年時点での農家の階層構成を、栗沢町、空知管内のそれと比較しながらみておけば、第一表のとおりである。四・五ヘクタール、五・六ヘクタール層で全体の約三分の二を占め、このいわば中堅層の比重が空知全体と比べても更に一段と大きくなっているのが特色である。しかもそれは、参考のために掲げた戦前の昭和六

第1図 砺波部落概況図



年の場合の比較からも明らかのように、戦後に形成されたものというよりは、戦前からひきついだものである。このように戦前からの古い水田地帯でありながら、中堅層が厚く堆積しているところに、中小規模層の多い北空知等の旧開水田地帯および戦後の新規造田によって大規模水田経営を多数創出した南空知等の新開稲作地帯との相違点が存する。そして農家戸数は最盛時には一〇〇戸前後、現在はやや戸数が減って八二戸である。ここは空知の水田地帯の中でも比較的安定した水田経営の部落であるということができる。

このような特徴は、自作形態での団体入植者によって開拓され、その後それら入植者の分解を経ながらも、自作地主・自作層を中心にしてこの部落が構成され、展開してきたというこの部落の成り立ちの特質とも密接に関

第1表 耕地規模別農家構成比

(単位：%)

	昭和40年			(参考) 昭和6年	
	空知地域	栗沢町	砺波部落	空知地域	砺波部落
～ 1ha	3	12	10	9	0
1 ～ 3	23	17		24	12
3 ～ 4	45	43	10	37	13
4 ～ 5			44		25
5 ～ 6	21	22.6	20	27	27
6 ～ 7.5			12		10
7.5 ～ 10	7	5	4	3	8
10 ～	1	0.4	0		0
合 計	100	100	100	100	100*

注 1. 昭和40年は農業センサスより.

昭和6年のうち、空知地域は道庁統計書より、砺波部落分は部落の「耕地台帳」より.

2. *印は、面積不明の農家が他に5%あり、それを含めて100%として計算.

連していることは後に詳しくみる通りである。因に砺波部落というこの部落名の由来は、富山県砺波地方の出身者でもって入植団体が組織されたことにある。団体入植によって開拓されたところでは、このように郷里の名をその部落あるいは町村の名に冠することが多い。

なお参考までに栗沢町の戦前の土地所有の状況にふれておくと、『栗沢町史』によれば、明治中末期の大地積貸し下げによって、小作農場に約四千町歩、砺波部落もふくめた四つの移民入植団体に約千町歩が貸し下げられていた。その合計五千町歩という数字は、盛時の全町耕地面積約七千町歩の七割に匹敵する。したがって小作農場が多く、大

正六年時点で五〇町歩以上地主が一〇農場、その所有面積は全耕地の三七%に及んでいる。同時点での小作地率は五九%、小作農家の比率は五三%、同じく自小作農家が一二%、自作農家が三五%で、このように小作化が非常に進んでいるとともに、小作大農場のウエイトが高い。したがってこの地域の開拓、部落の形成もまた、農場および移民入

植団体を中心にして進められた。砺波部落はそのうち後者の代表例である。

三 砺波部落における農業の展開と農民層の分解

(一) 畑作農業の形成・展開と地主・小作関係の形成

まず最初に入植、開拓の経緯について簡単に述べておこう。砺波団体の結成は、明治二六年、現在地に五四〇町歩の土地の団体貸し下げをえるために、富山県砺波地方の出身者一〇八戸を募集、組織しようとしたことにはじまる。その募集は、郷里砺波地方の現地で総てなされたわけではなく、最初は、その以前に砺波地方から北海道に移住してきていて、土地貸し下げの機会に恵まれないままに白石や丘珠等札幌周辺の村に小作や日雇などをして滞留していた部分から募集して全体の八割が組織され、残りの二割だけを砺波地方から直接募集した。

五町歩毎に区画された貸下地の配分をうけて各戸が入植したのは、貸下許可をうけた明治二六年から二七年にかけてのことである。空知地方で土地貸し下げ、入植が広がりはじめたのは明治二〇年代後半のことであるから、砺波団体の入植は早い方に属した。以来、各々貸下地の開墾にあたり、艱難辛苦のすえ開墾を終了せしめ、貸下地の払い下げ付与をうけた。早いもので明治三〇年、遅いものでも明治三三年までには全戸払い下げ付与をうけている。この払い下げ付与によってその土地の所有権を正式に取得し、各々自作農として出発することになる。

とはいえ、最初の入植者の総てが土地の所有権をえて平等な出発点に立ったわけではなかった。後にみる入植者の分解の問題とも関連するので、この点についてふれておこう。貸下地の配分をうけてから開墾を終えて払い下げ付与をうけるまでの間に実際にはかなり移動があった模様である。第一に貸下地の配分をうけながら実際には入植

せず貸下地の権利を他に譲渡した者、あるいは入植し開墾を進めたが途中で断念し、権利を譲渡して他に転出していった者が一定数生じている。これに対し、貸下地の権利を譲り受けて後から入植するものも当然うまれることになる。土地の所有権をえる前からこのような貸下地の権利の売買は現実にはかなり行われていた。⁽¹⁾その他、権利を取得したり、あるいは一戸分以上の貸下地を最初からえたりして開墾費用を与えてそれを他の者に開墾させるというケースもいくつかあった模様である。

町役場所蔵の旧地籍簿によって払い下げ付与以来の土地所有の移動を一筆毎に知ることができるが、それによると払い下げ付与をうけてから一カ月以内に土地を売却してしまっているものが五戸、五カ月以内に売却しているものが四戸ある。これらの中には付与をうける前に既に貸下地の権利を他に譲渡し、付与をうけてから追認的な形で所有権を正式に譲渡したものが相当数ふくまれていると思われる。また、払い下げ付与の時点で既に二戸分(一〇町歩)の土地を所有していたものが六戸、一・五戸分所有していたものが一戸いた。これらは特別に豊富な労働力を保有している家か、あるいは開墾費用を与えて他人に開墾・耕作させた家であったと思われる。そこには恐らく初期的な地主・小作関係が生じていたのではないかと思われる。入植してから自立するまでの生活費をもっているかどうか、どれだけ豊富な労働力をかかえているかどうかの経済的・労働力的要因、更には病気や事故などの個別的・偶然的な事情等によって、既に入植から払い下げ付与までの間に、このような形で初期的な分解が生じていたことに注目しておきたい。ともあれ、このような階層差を既に内包した形ではあったが、開墾の終了によって土地の払い下げをうけ、大部分が自作農として畑作農業にふみだしたのである。

では、造田によって水田に転換する前の畑作時代の砺波部落の農業はどのようなものであったろうか。「移住当

第2表 畑作時代の主要作物の作付面積と反収

		明治30～32年平均		明治38～40年平均		明治44年	大正4～6 年平均
		作付面積	反 収	作付面積	反 収	作付面積	反 収
		反	石	反	石	反	石
小 豆		1,070	1.6	1,200	1.4	1,413	1.2
小 麦		645	1.7	800	1.5	419	1.2
亜 麻		555	茎 700 斤	620	茎 650 斤	187	茎 500 斤
玉 蜀黍		587	2.4 石	485	2.0 石	109	1.6 石
菜 豆		436	1.5	300	1.4	103	1.2
芸 薹		428	1.2	250	1.0	40	1.0
蕎 麦		350	2.0	20	1.8	—	—
	粟	320	2.0	—	—	—	—
稻 黍		214	2.0	—	—	—	—
大 豆		214	1.5	150	1.3	27	1.0
燕 麦		—	—	290	3.0	1,803	2.3
裸 麦		—	—	380	1.4	246	1.1
馬 鈴 薯		36	650 貫	75	520 貫	61	360 貫
作付面積計		4,420		4,915		4,577	

注. 明治30～33年, 明治38～40年および大正4～6年については『空知郡栗沢村拓波団体発達史』(大正7年), 8～9頁より. 明治44年については本田栄三郎氏によるメモ帳『部落雑録』より. なお, 大正4～6年については部落の総耕地の2/3 近くが水田化されており, 畑作物の総作付面積は187ha, また小面積作付けの作物はここでは省略した.

時は土地膏沃にして、数年間の作物は豆類を主とし、爾後自然肥料漸く消耗するに及び麦類亜麻等を耕作す。斯の如くして漸次地力の減耗すると共に施肥して諸種の作物を耕作することを得たり⁽²⁾。

いま、この時代の主要作物の作付面積を示せば第二表の通りである。新墾当時の明治三〇～三二年についてみると、さきの部落史からの引用文にもあるように、粟、稻黍、蕎麦等の自給作物が一定面積作付けされている外は小豆を中心に商品性の強い作物の作付比率が高かった。小豆、小麦、亜麻、菜豆、大豆、薹薹を一応販売作物とすれば、それらの作付面積は全体の約四分の三に及ぶ。開拓当初から極めて商品生産的性格の強い農業が営まれていたということができよう。

ここで、湯沢誠氏の研究成果に拠りながら明治中末期の農業生産の全道的動向を概括しておくと、官営工場を主たる販路とする原料農産物中心の初期（明治三〇年代初頭まで）の商業的農業にかわって、明治三〇年代には国内市場（主に内地府県）と結びついた穀菽中心の本格的な商業的農業の展開がみられ（空知中心）、「そのもとで小農的商品生産が一応自立していた」⁽³⁾。そして用畜を欠く無肥料の掠奪耕作はやがて地力低下を起こし、まだそれがあらわれない新産地との競争激化の過程を経て作目交替、地域的専門化へ向かうとされる。⁽⁴⁾

このような明治中末期の畑作農業の展開の特徴は、砺波部落においても共通していた。地力の低下についてみれば、前掲の第二表に示されているように、新墾当時は原生的地力に依存してかなり高い反収を実現していたが、明治三〇年代後半になると早くもどの作物についても反収の低下傾向がはっきりとあらわれている。そしてその傾向は後になればなるほど一層強くあらわれている。いわば旧開地に属するこの部落では、地力の低下傾向がかなり早くからあらわれ、明治四〇年頃にはそれが顕在化しており、水田への転換、肥料の共同購入等の諸対策が講ぜられざるをえなくなった事情をそこにかうことができる。

このような地力低下傾向と他産地との競争関係の中で、作付け作物の交替、少数の商品作物への集中化傾向も顕著である。同じく第二表によれば、明治三八〜四〇年には、稲黍、粟等の自給作物が消滅し、小豆、小麦、苧麻の販売作物への集中化が進んでいる（以上三作物で全体の五割以上）。更に水田へ転換する直前の明治四四年の場合には、特定作物への集中化が一層進んで、陸軍糧秣廠によって販路が確保され、かつ小肥小労性の燕麦が急速に増大し、これと小豆の二作物で全体の七割に達している。

技術面については詳しく知ることができないが、例えば馬耕の導入、普及についてみると、新墾当時は「木株多

第3表 5町歩自作経営の粗収益（明治38～40年平均）

		作付面積	反収	単価	販売額
		反	石	円 銭	円 銭
小豆	豆	12.0	1.4	9.50	159.60
大豆	豆	1.5	1.3	7.80	15.21
雲苔	薑	2.5	1.0	8.00	20.00
燕麥	麥	2.9	3.0	4.00	34.80
小麥	麥	8.0	1.5	9.00	108.00
菜豆	豆	3.0	1.4	8.50	35.70
豌豆	豆	1.5	1.8	6.50	17.55
亞麻	麻	6.2	莖 620 斤 種 0.45 石	0.02 7.00	80.60 19.53
その他自給作物		11.0	—	—	—
合 計		48.6			500.99

注. 第2表と同じく『空知郡栗沢村砺波団体発達史』, 8～9頁の表から次の方法で加工整理. すなわち, 明治38～40年平均の部落の作付構成と同じ比率でもって5町歩の畑に作付けし, 同じ反収をあげたものと想定し, 更にそのうち販売用作物は総て販売し, 自給用作物は総て自家用にあてたものと想定した. なお, 単価は同表の中に記載されているのでそれをそのまま使用.

く且つ財力乏しければ馬耕をなす能はず、既墾後五六
年間は何れも手耕をなし⁽⁵⁾、その後共同の購入等で徐
々に導入されていくが、馬耕、プラウが普及するのは、
「生活にゆとりができた明治四〇年代であった⁽⁶⁾」とさ
れる。参考までに明治四四年時点での馬の保有頭数別
農家戸数についてみると、二頭保有しているものが九
戸、一頭保有しているものが七四戸、一頭も保有して
いないものが一〇戸である。

以上にみてきたように砺波部落の畑作農業は商品生
産的性格を強くもち、それだけにまた地力低下、価格
変動等の影響もあって、分解の契機を強くはらんでい
たものということができよう。そこで次にこのような
畑作農業の展開の中での入植者の分解の動向について
みてみることにしよう。この時代の各農家の耕地面積
や経営の状態を全般的に知る資料はえることができな
いが、部落史等や旧地籍簿等の断片的な資料からなん
とかその輪郭をつかんでみたい。まず明治三〇年代後

半の五町歩自作経営（それはこの段階で最も支配的な経営だったと推定される）の農産物販売高の平均的な姿をつかむために作成したのが第三表である。これによれば五町歩経営の販売総額は五〇〇円である。経営支出の数字がえられないので、この販売額が高いのか低いのかは即断しえない。そこでやや乱暴だが一応の類推のために、『産業調査報告書』から空知管内五町歩畑作経営の場合の数字をとり出してみると、収入四四七円（うち植産物収入四三七円）に対し支出は四〇九円で、差引純益三八円となっている。⁽⁷⁾支出には、自家労賃一二三円の他、土地資本七〇円がふくまれているが、自作経営の場合これが地代として所得化されるとすれば直接的支出からははずれる。それでこの土地資本利子と自家労賃を除いた支出は二一六円となる。これをさきの第三表の五町歩自作経営の販売高から控除するとすれば、この経営の所得は二八四円となる計算である。『産業調査報告書』の数字は大正初めのもので、その間五〜六年間の価格変化等の条件変化があるから単純な比較はもち論できないが、さきの第三表が平均的な経営を想定した数字であることを考慮すれば、より優位の経営からは一定額を余剰として蓄積していく経営が生まれてくる可能性を示唆しているものといえよう。

そのことは次のような記述によってもある程度推測されよう。すなわち、「大水害（明治三一年）後、数年間は収穫も良く、多少の余財を残すまでに至った。翁の血のにじむような努力と節約によって、明治三六年頃には一年間の収穫で翌年の生活費までまかなうことができるようになった」。⁽⁸⁾このように入植者の中から蓄積をはかっている部分が生まれてくることは、次にみる入植者の分解が主流としては部落外への土地流出、部落外地主への土地集中を結果させず、部落内での土地移動、部落内的な地主・小作関係を形成していく経済的基盤として注目しておかなければならない。

第4表 土地売却転出者の動向

	土地売却 転出者数
明治 34 年	2 人
35	1
36	4
37	4
38	6
39	5
40	10
41	3
42	1
43	1

注 1. 旧地籍簿から整理集計。

2. 明治34年以後土地を売却し、かつ明治44年時点で部落に在住していないものを集計。転出年次は土地の売却年次をもってあてた。

3. なお土地の売却者はこの前に明治31年3戸、32年12戸、33年7戸あるが、これには本文で前述したように払い下げ付与を契機に売却したもの、あるいは付与以前に貸下地の権利を譲渡、実質転出していたものもかなりふくまれていると思われる。

以上のような商業的畑作農業の展開のもとにおいて、日露戦争後に到来した経済不況は、次第に進行する地力低下の問題ともあいまって入植者の分解を促進した。「明治四十一年、二年頃ニ至リ既ニ開墾以来十数年殆ント無肥料ニテ耕作ヲシタル結果、地力ハ次第ニ減耗シ之ニ加ヘテ戦争ノ好景氣モ漸次消沈シ、市場亦不景氣トナリ住民モ從ツテ疲弊困憊スルニ至リ遂ニ土地ヲ離ル、ノ止ムナキモノヲ見ルニ至ル」⁽⁹⁾。

土地を売却して部落から転出していったものの動きを年次別に示せば第四表のようになる。明治三四年から四三年の一〇年間の合計は三七戸で、明治三三年時点の土地所有者数が八七戸だからその四割を上まわる多さである。時期的には三六〇四一年に集中し、とくに四〇年は際立って多くなっている。

では、このような転出売却にもなつて土地はどのように移動したであろうか。転出売却の集中した三六〇四一年の六年間にしぼつて、転出にともなつて土地がどのような部分に譲渡されたかをみたのが第五表である。これによれば、部落内の農家へ譲渡されたのが件数、面積ともに四割を占めている（戸数では一三戸）。部落内にこれら

の土地を譲り受け、拡大集積していく農家が、い、として存在していることを示している。また、土地を売却し転出していった農家の跡をそのまま埋める形での、

第5表 転出にともなう譲渡先別土地移動（明治36～41年）

	件 数	面 積
	%	町 %
部 落 内 農 家 へ 譲 渡	16 (42)	65.5 (40)
部落外よりの転入者へ譲渡	13 (34)	54.2 (33)
部 落 外 在 住 者 へ 譲 渡	8 (21)	39.6 (24)
不 明	1 (3)	3.6 (2)
合 計	38 (100)	162.9 (99)

- 注 1. 旧地籍簿より、明治36～41年の間の土地移動で転出・転入者に関連すると思われる土地移動を譲り受けの側面から整理集計。
 2. 明治44年以前については部落内在住、非在住の資料がないのでこの時点での在住、非在住でもって判定した。
 3. 同一の土地が36～41年の期間内に何度か移動したときは、期間内の最終所有者をとった。
 4. 不明は部落内在住か、非在住かの区別のつかないもの。

部落外から転入し、土地を買い受けて自作する部分も件数、面積ともに全体の三分の一を占めている。部落外に流出していった土地は四分の一足らずで、しかも特定少数地主への集中化はあまりみられず、一〇町歩を取得した一戸を除けば他は皆四～五町歩である。そしてそれらの部落外地主も部落内農家となんらかのつながりを有している場合が多いとみられる。一般的には自作農の分解が、部落外への土地流出、特定地主への土地集中を結果することが多いとみられる中であって、砺波部落の場合には、土地を拡大集積しうる部分が部落内に層として存在していたこと、部落外から自作として転入してくる部分の存在等によって、部落外への土地流出を比較的小さな範囲にとどめ、部落外地主を支配的なものたらしめなかったことが特筆される。

以上のことに關していくつか補足的につけ加えておこう。一つは、土地は売却せず所有したまま転出していく部分の存在である。これは年次は不明だが明治四四年までに六戸を確認することができる。それらの多くはその後かなり長期にその土地を所有しているが、このことは転出者の総てが必ずしも没落的な形態だったわけではないことを示している。もう一つは、部落内農家による土地の譲り受け、拡大に

關してである。土地の購入が購入農家の經濟的蓄積に依存していることはいうまでもないが、拓殖銀行や個人からの資金借り入れによるところが大きかったのも看過しえない点である。例えば、後掲第三一表に示されている拓殖銀行からの負債の中には、畑から水田への転換のための造田費用の借り入れだけでなく、土地購入のための借り入れも一定数ふくまれているとみられる。また高利貸資本から資金を借り入れて土地を購入するという例も現実にはいくつかみられたようである。⁽¹⁰⁾

入植者の分解によつて転出していった入植者の跡を埋めたのは、もち論前述したように転出者から土地を買い入れて自作として部落に転入してくる部分も少なからずみられたが、より多かったのは小作として転入してきた部分である。後から部落に転入してきた部分にとつては、自作化する機會は既に極めてせげめられていた。土地を購入する資金を有し、かつ購入する機會に現実に恵まれなければ、彼らは小作としての途を歩むより方法がなかったのである。彼らは、部落内で一〇町、一五町と土地を集積した層や部落外地主のもとでその土地を耕作して転出者の跡を補充し、小作層という部落にとつては新たな階層を形成していったのである。

以上にみてきたような入植者の分解、小作層の転入という過程を経て明治末期には砺波部落においても地主・小作關係が形成されてきた。明治四四年については各戸毎の耕作地面積、所有地面積をつかまえる資料をえることができるので、畑作農業の展開のもとでの農民層分解の結果を総括するものとして、明治四四年における耕地規模別、所有地規模別の農家構成についてみておくことにしたい。第六表がそれである。農家の耕地規模別、所有地規模別、相關を示したこの表によれば、無所有・小作層については、耕作地面積でも二・三町、三・四町、四・五町の下層・零細層が圧倒的に多くなっている。自作層が中心をなす所有地面積二・五・五町、五・七・五町層については、耕

第6表 所有面積規模別・耕作面積規模別農家戸数（明治44年）

耕作地 面積 所有地 面積	2～3町	3～4	4～5	5～6	6～7.5	7.5～10	10～	不耕作 地主・ 不在地主
無所有	7	10	16	1	2			
～1町	1	1						
1～2.5			2					1
2.5～5	1	5	4		1			2
5～7.5		5	13	10	2		1	12
7.5～10			2	2	1			1
10～15			2	4		3		3
15～			1	1				1

注 1. 所有地面積については旧地籍簿から集計。部落外での所有地はふくまれていないので部落内所有地についてのみである。

2. 耕作地面積については前掲本田栄三郎『部落雑録』より。ただし、ここでは作付面積の合計なので耕地面積よりはやや小さ目にてていると思われる。

作地面積では四～五町層を中心に、それより一段上と下の五～六町層と三～四町層に多く分布している。また所有地面積七・五～一〇町層では、耕作地面積は四～五町、五～六町層が多く、所有地が耕作地をやや上まわっていることを示している。更に自作地主の中心をなす所有地一〇町以上層は、耕作地面積では四～五町、五～六町層が中心をなしているが、それと同時にこの時点では最大の耕作規模といつてよい七・五～一〇町層も一部存在するのが注目される。この外に、所有地面積で五～七・五町を中心に一〇～一五町以上層にも及ぶ不在地主層が存在する。総じて小作は下層零細層、自作は中層、自作地主は中上層という関係が、この時点での階層構成の基本的特徴として指摘される。以上の点に関し、各層の系譜関係の特徴にもふれてもう少し補足しておこう。

まず小作層についてであるが、耕地を全く所有しない純粹の小作層が、既にこの時点で三六戸も存在し、それは全農家の四割近くにも及んでいて、地主・小作関係が既に支配的なものとなっていたことを示している。しかも小作層は耕作面

第7表 入植以来の在住者

明治33年	87戸
44	42
大正 6	39
昭和 6	32
17	30
38	29
48	26

注. 最初の入植者は必ずしも正確にはつかみえないので、ここでは旧地籍簿によって払い下げ付与の終了した明治33年の時点での土地所有者で、その後もひきつづき部落に在住し、農業を営んでいる戸数をとった。

第8表 明治末期の畑小作料
(反当) (単位: 円)

	上	中	下
明治43年	2.00	1.70	1.20
44	2.00	1.70	1.20
45	2.50	2.20	1.70

注. 本田栄三郎『部落雑録』より。

積においても最下層を構成していた。耕作面積二・三町層九戸のうち、小作層が七戸を占め、他方五町以上層はわずか三戸にしかすぎない。系譜的にみれば小作層は、分家新設による場合も一部ふくまれていたと思われるが、主要なのは新来者すなわち部落外からの転入者であった。もっともこの場合でもそのほとんど総てが同郷者すなわち砺波地方の出身者であった。彼らは、知人・親戚関係等部落の農家とのなんらかのつながりをつてに入地してきたのである。そして砺波地方から直接この部落に入地する場合は少なく、大半は既に北海道に移住してきて、他を転々とした後入地していた。⁽¹¹⁾

自作層は、その多くが四・五町、五・六町層に属し、耕地規模では小作層に比べると一段の開きがある。これに對し自作地主層は、耕地面積七・五・一〇町層を一部ふくんではいるが、耕地面積では全体的に自作層とそう大きな差はない。この段階では、畑作経営でありながらまだ大面積経営は少なく、七・五町ないしは一〇町をこえて耕地を所有するものは、ほとんどの場合、自作地拡大の方向には向かわず、貸付化の方向に向かっていたことがあらためて確認される。これら自作層および自作地主層には、前述した後からの自作入地者も一定部分みられるが、主たる系譜は明治三〇年頃までの入植者であり、いわば団体入植者中の「成功者」である。自作地主層の場合はその傾向が一層強くなって

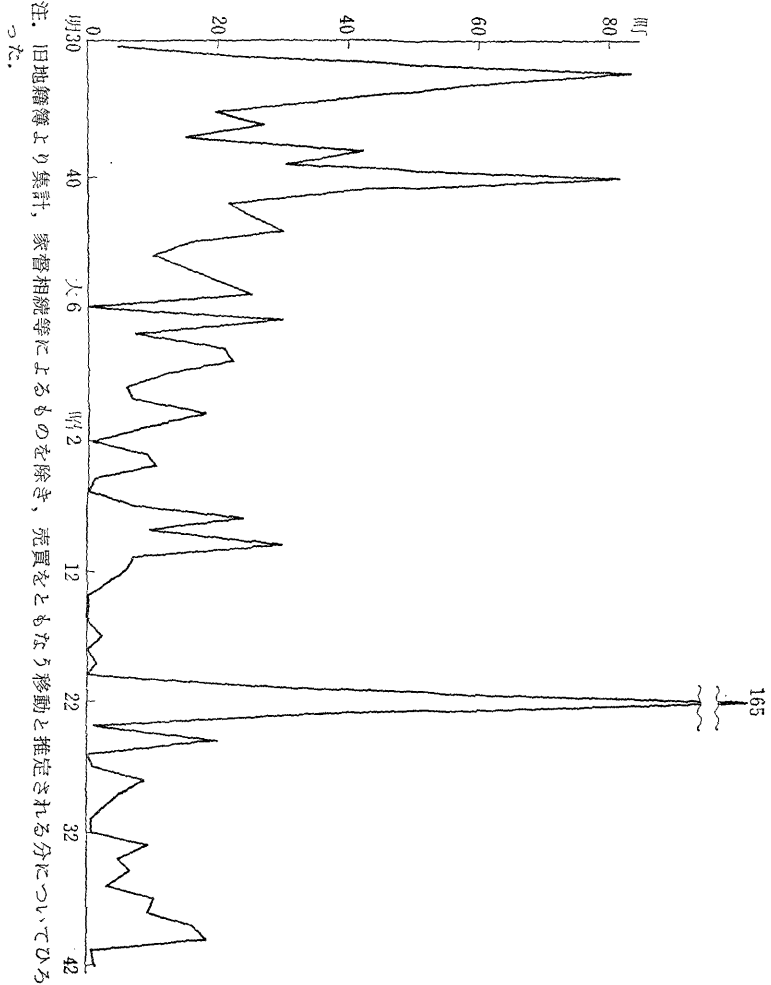
いる。なお、初期の入植者でその後もずっと部落内に在住している農家数の変化を示せば第七表の通りである。明治三三年の八七戸に対し、明治四四年には四二戸で、この間の減少が著しいが、その後の減少は緩慢である。明治中末期の畑作時代の激しい分解をくぐりぬけ、「開拓の成功者」としてこの部落の自作、自作地主層の主要部分を構成するにいたった部分は、水田に転換した大正期以後はかなり安定的であった事実注目しておきたい。また、畑作時代末期の畑小作料を示しておけば第八表の通りである。

戦前期におけるこの部落の階層構成の基本構造が、部落内地主・小作関係の形成を基礎にこのような形で明治末期に形成されるにいたった。⁽¹²⁾そして後述するような明治末期の部落機構の編成は、まさにこのような階層構成を基盤としてなされるのである。

△補足一▽

土地移動の面から、この時期のこうした分解にともなう変化の激しさを、他の時期と比べるためにつくったのが第二図である。これによるとこの部落における土地移動には、明治三三年、四〇年、昭和二年の三つの大きなピーク、および大正五年、昭和八、一〇年、そして昭和三九、四〇年の三つの小ピークがある。三つの大ピークのうち、昭和二年のはいままでもなく農地改革によるものであり、明治三三年のは土地の所有権を得て売買が自由になったことと明治三一年の大洪水によるものであり、明治四〇年のは前述した理由による入植者の分解の激化に基づくものである。明治三三年および四〇年の移動は、農地改革時のその約半ばに達し、戦後で移動が最も激化したとされる高度成長期のそれをはるかにしのぐ激しさである。しかし、大正期以後になると明治期のこの激しさとは対照的に、第一次大戦中と昭和恐慌後の連続凶作期の二つの小ピークを除くと土地移動は減少し、安定化する。実はこの時期、所有地のこのような一応の安定化の上に小作地の流動化が進行したのである。

第2図 砺波部落における土地移動(面積)



第9表 出身村別戸数
(旧村単位)

富山県	砺波郡	西	広瀬村	戸25
			西野尻村	16
			津沢町	6
			吉江村	5
			鷹栖村	4
			石黒村	4
			東石黒村	3
			藪波村	3
			福光町	2
			北蟹谷村	2
砺波郡	東蟹谷村	2		
	西太美村	1		
	水島村	1		
	小計	74		
	東砺波郡	北野村	2	
		山田村	3	
		東野尻村	1	
		小計	6	
	不	明	2	
		砺波地方計	82	
氷見郡	氷見郡計	84		
他県				9
不明				2
合計				95

- 注 1. 栗沢村青年会砺波支部『部落住民戸籍調査簿』（大正6年）より作成。
2. 大正6年現在部落に在住する部分についての調査である。
3. 他県のうち石川県が4戸である。

△補足二△

成員の同郷性と同宗性ということが砺波部落の一つの特質であり、それが開拓草創期において成員相互の強い結びつきをもたらした。砺波団体の成功の一因ともなったとされる（例えば、本田栄三郎翁伝『至誠一貫』）。この点は後述するこの部落の構造の特質にもかかわる問題なので、この同郷性ということが果たしてどのような実態であったのか、各成員の出身村を検討することによってこれを補足しておきたい（なお、同宗性については全員が浄土真宗であったとされる）。

まず、団体結成のための入植者の募集に際しては、主に福光・福野・津沢・出町の出身者から募集が行われたという。西砺波郡の中南部が中心である。その結果入植した者の出身村については不明であるが、大正6年現在の『部落住民戸籍調査簿』には、各戸毎に出身村や現在地への移住年月日等が記録してあるので、これから出身村別戸数を旧村毎に集計したのが第九表である。ここからまず指摘されることは、大正6年の時点においてさえ砺波地方以外の出身者は一・五割に満たず、砺波地方出身者が大部分を占め、しかもそれも西砺波郡の中南部、広瀬村、西野尻村、津沢町等を中心にかなり狭い範囲に限られていること——小矢部川の上流にそった地域、東砺波郡の場合もこれに近接した村——である。そしてとくに、広瀬村二五戸、西

第10表 広瀬村大字坂本村の各戸毎所有面積と北海道移住

農家番号	地価金額	推定面積	北海道移住の有無	農家番号	地価金額	推定面積	北海道移住の有無
	円	畝歩			円	畝歩	
1	4,708	802.10	※	31	3	0.15	(不明)
2	2,073	353.10		32	3	0.18	○
3	1,996	340.03	(不明)	33	1	0.05	○
4	1,968	335.13		34	0.46	0.02	(不明)
5	1,503	256.03		35	0.95	0.05	○
6	1,524	259.21	○	36	—	—	
7	1,263	215.07		37	—	—	△
8	1,005	171.08		38	—	—	○
9	946	161.07		39	—	—	○
10	933	159.03		40	—	—	○
11	889	151.17		41	—	—	○
12	719	122.15	△	42	—	—	○
13	841	143.09		43	—	—	○
14	622	106.00		44	—	—	○
15	327	55.24		45	—	—	○
16	324	55.06	△	46	—	—	○
17	265	45.03		47	—	—	○
18	206	35.04	○	<以下村外地主>			
19	257	43.24	△	農家番号	地価金額	推定面積	
20	246	41.26			円	畝歩	
21	165	28.06	○	①	1,254	213.23	
22	131	22.08		②	1,099	187.08	
23	109	18.19	○	③	898	153.01	
24	84	14.09	○	④	430	73.06	
25	71	12.01	○	⑤	208	35.13	
26	48	8.04	○	⑥	172	29.11	
27	14	2.12	○	⑦	157	26.22	
28	13	2.08		⑧	72	12.09	
29	7	1.10		⑨	66	11.08	
30	3	0.15	○	⑩	62	10.16	
				⑪	46	7.28	
				(村外計 4,465)			

注 1. 地価金は『富山県砺波郡坂本村地目寄帳』（明治22年1月）より、北海道への移住等については本田栄三郎から経済安定本部資源調査会専門委員泉清一宛の報告書より前者の資料と照合させて推定した。

2. 地価金額は円未満は四捨五入。なお村全体の地目構成および地価金額は次の通り。

田 反別 43町8反4畝27歩 地価 25,733円
 畑 反別 5町1畝1歩 地価 709円
 宅地反別 2町5反21歩 地価 1,199円
 山林反別 24町3反3畝28歩 地価 92円

3. 推定面積は、各戸毎の地価金額は地目毎にはでていないので、一応田の場合の平均地価畝当たり5円86銭8厘で除して出した。

4. 北海道移住の有無については、○印…一家をあげて移住、△印…分家が移住、※印…北海道以外へ転住、他は移住しないものである。

野尻村一六戸で、あわせて全体の約四割を占めるといふように、特定の村にかなり集中している。このように成員の出身村が、特定の村に集中する傾向を示し、かつ全体としてもかなり狭い地域に限定されており、したがってそこからはそれらの村からの出身者を中心に強い同郷意識が形成されることは容易であり、また自然でもあった。

最大の出身者を有する広瀬村について更にこれを大字毎にみてみると、坂本村一五戸、小山村五戸、竹ノ内四カ村二戸、その他三村各一戸となっていて、坂本村からの移住者が極めて多い。このように一つの大字からこのように多数の移住者が同一の部落に入植しているのは珍しいが、幸い坂本村については前頁の第一〇表のように明治二二年の各戸毎の土地所有とその後の北海道への移住者が分かるので、参考までにどのような部分が北海道へ移住したかをみておきたい。

土地所有については、明治二二年時点で集中がかなり進んでおり、八町を筆頭に三町以上が四戸、二、三町が三戸いる一方、無所有が一、二戸、一反未満が一〇戸に及んでいる。これに対し北海道へ挙家移住しているのは、無所有層で一戸、一反未満層で六戸で、無所有層および一反未満層全体の四分の三に及んでいる。他方一反、一町層からは五戸で約五割であるが、一町以上層からは政治運動への参加等で家産を傾けた六番農家一戸のみとなっている。無所有・極零細所有層が北海道移住者の主要な給源となっていたことが明らかである。なお、これらの層は、それまで「物荷」等の農外兼業で生活を支えていたのであるが、鉄道・荷馬車輸送等の輸送手段の発達にともなうて、生活を支えていた基盤を失い、そのようなことが主な原因となつて北海道移住へと傾斜したとされている。

(二) 水田農業の展開と農民層分解の動向

1 水田農業展開の概観

明治末にこのようにして成立をみた部落の階層構成の基本構造は、その後どのような展開をとげたであろうか。

第11表 農具の普及動向

(単位：台)

			大正 9年	昭和 6年	昭和 9年
ウ	ー	器	96		
ラ	ロ	種	90		
播	種	機	80		
人	力	穀	50		
畜	力	穀	25		
唐		箕	70		
荷	馬	車	39	76	78
モ	ター	発動機		66	69
脱	穀	機		87	91
粃	摺	機		54	60
精	米	機		30	19

注. 大正9年については本田榮三郎『部落雑録』より、昭和6年、9年については砺波農事簿記帳帳、実行組合聯合会『帝国農会主催農家優良審査会出品調査』より。

大正期に入って砺波部落の農業形態は畑作から水田へと大きく転換する。そしてそれはこの部落の農民層分解のあり様にも少なからぬ影響を及ぼした。そこでまず畑作から水田への転換と水田農業の展開過程を簡単に概観してこう。

この部落における畑作から水田への転換の過程は、水利の事情から標高差に応じて大きくは三つの段階に分かれている。まず最初は栗沢村土功組合が夕張川から取水する用水路を開削し、それによって明治四五年に水田化された部分で、これは夕張川からの自然流下が可能な標高一二メートルまでのところで、その面積は約三〇〇町歩で全体の約六割である。残り二〇〇町歩のうち、標高一四メートルまでの約一〇〇町歩は、揚水機組合を設立し大正一二年までに水車やポンプ揚水等によって水田化された。そして標高一四メートルをこえる残りの約一〇〇町歩については空知川から取水する北海土功組合からの通水によって昭和四年に水田化され、これをもって部落の全耕地が水田化された。

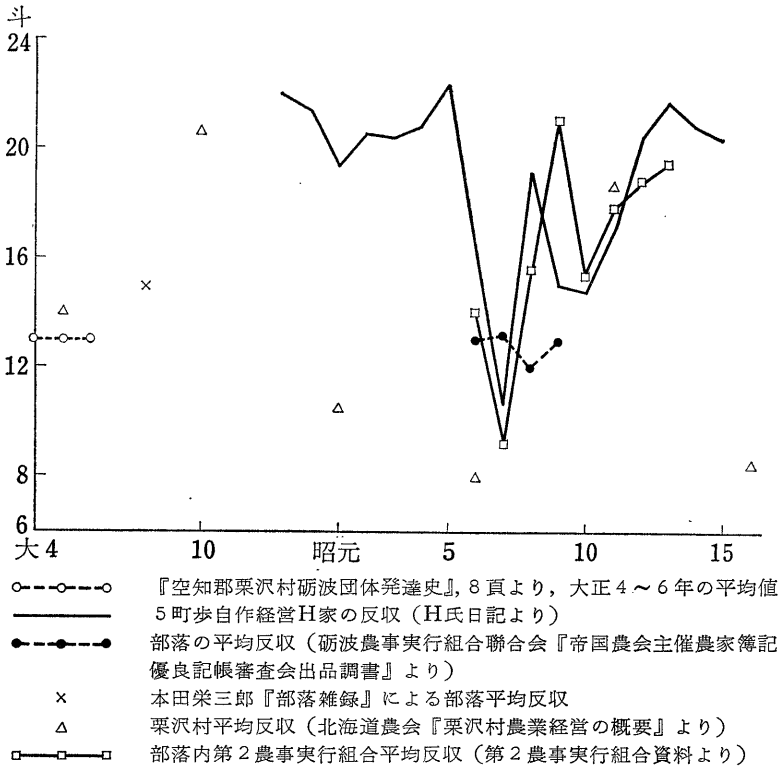
生産構造については断片的な資料しかえられないので全体を正確に把握することはできないが、まず農具の普及動向についてみてみよう(第二表)。馬耕は前述のように既に畑作時代の明治末から一般化しているが、脱穀調整作業は大正中期には人力脱穀機、唐箕によるのがまだ支配的であった。大正一二年に部落に電気が導入されているが、それにと

ない脱穀調整過程の動力化が進み、昭和期にはモーター、発動機、脱穀機、収摺機等の普及数は非常に高くなっている。

昭和一〇年代までは直播が主体で、部分的に水苗代が併用されていた。直播は、通称たこ足とよばれる人力播種器によって播種され省力化されるが、除草により多くの労働を要し、人力除草器が大正末から入りはじめている。連続冷害を経て昭和一〇年代に入り、冷温床栽培が奨励されるが、それが一般化するのは戦後である。戦時中は労働力不足もあって、作業適期を分散させるためにむしろ「三段式農法」⁽¹³⁾とよばれる栽培方法が用いられていたようである。直播時代は年雇雇い入れ農家は全体の二割程度にとどまっており、それが著増するのは、冷温床栽培が一般化する戦後のことであった。品種は当初は坊主が主体で昭和一〇年代に入ってから富国がふえ、栄光も入りはじめている。

次に反収の動向についてみてみよう(第三図)。部落の平均反収の推移をつかめる資料がないので、乳牛を一、二頭飼養し、部落の平均反収よりは高位とみられる五町歩自作経営の場合の水稲反収の推移を中心にして断片的な数字の組み合わせから推定せざるをえない。第三図にあるように水田への転換当初の反収は低く、大正四、六年平均で一三斗である。その後栽培技術が改善・定着していくとともない反収も上昇し、大正末にいたって四俵前後の水準に到達したと推定される(大正末に一等地一八斗の反収を基準にして小作料が徴収されるようになっていた)。これが昭和にもほぼ維持されるが、昭和六、七、九、一〇年の連続冷害のときは一二、一三斗の水準におちこんでいる。ただこの場合でも栗沢村平均よりもそのおちこみ方は小さく、砺波部落の平均反収が相対的に安定していたことをうかがわせる。昭和一〇年代にいたって再び四、五俵の水準を回復し、更に冷温床栽培の一般化する戦後に

第3図 砺波部落における水稻反収の動向



六〇七俵、そして七〇八俵の水準へと飛躍していく。

ともあれ、こうして馬耕、直播の水稲作が大正末に一応の定着をみて反収四俵前後の水準を確立する。そしてその後脱穀調整過程の動力化が進められる一方、昭和に入ってから連続冷害の後冷温床栽培が導入され、また堆肥の増産、土地改良がはかられる。しかし昭和一〇年代にはまだ冷温床栽培が一般化しなかったこともあって反収四〇五俵の水準をこえることはできず、年雇導入、冷温床栽培の一般化した戦後にいたってはじめてその水準が大きく突破される。

2 自作の相対的安定化と小作の流動

第 12 表 自小作別転出・転入の動向

(単位：戸)

	転 出 ・ 離 農		転 入 ・ 新 設	
	地主・自作 ・自小作	小 作	地主・自作 ・自小作	小 作
明治33～44年	45		22	34
明治44～大正 6年	8	19 (3.2)	4	24 (4.0)
大正 6 ～ 11	7	13 (2.6)	2	19 (3.8)
大正11～昭和 2	8	12 (3.0)	3	13 (3.3)
昭和 2～ 6	0	3 (0.8)	0	9 (2.3)
6～ 9	3	10 (3.3)	3	5 (1.7)
9～ 13	1	6 (1.5)	2	7 (1.7)
13～ 17	1	6 (1.5)	0	6 (1.5)
17～ 20	1	3 (1.0)	0	3 (1.0)
20～ 23	0	1 (0.3)	2	3 (1.0)
23～ 35	8 (0.7)		4	
35～ 40	9 (1.8)		6	
40～ 48	13 (1.6)		2	
48～	3		0	

- 注 1. 部落戸籍簿類や本田栄三郎『部落雑録』などから一応把握しうる移動について集計した。
2. 明治33～44年の移動については、明治33年時点の土地所有者で明治44年に非在住のものを転出者とし、明治44年の在住者で明治33年の土地所有者でないものを転入者とした。
3. () 内は年平均移動戸数。

北海道の農村社会の特質を探る上で看過してならないことの一つは、農家の激しい流動性ということである。府県農村の場合とは極めて対照的なこの断えざる流動性が、農村社会の成員相互の関係、そして農村社会の存在構造のあり様に大きな影響を及ぼしているからである。この流動性ということに関しては、これまで、北海道農業が外延的拡大の時代を終え、内包的発展に転ずるにともない農民層の定着をみたとされている。全体的な傾向としてはそれは確かにその通りであるが、個々の農家の動きとしてみたときは、特に小作農家については、農家の流動性は第一次大戦後その度合を弱化させたとはいえ依然続いていたとみられるのである。

第一二表は明治三三年以後の砺波部落に

における農家の転出、転入の動きを諸種の資料からつかみうる限りで整理したものである。ここから自作、小作別に転出、転入の流動の状況をみれば、大まかに次のようなことが指摘できる。すなわち、自作についてみると、大正期はある程度の転出、転入がみられるが、それも小作層の場合に比べるとはるかに少なく、昭和期に入ると転出入は極めて少なくなっている。砺波部落の場合、明治中末期には自作層は激しい分解にさらされ、転出があいついたが、それをぐりぬけ、地主・小作関係の基本構造が確立されて以後の自作地主層、自作層は相対的に安定化し、昭和期に入ってその傾向を一層強めている。

これと極めて対照的なのが小作層の動向である。大正期の場合の年間平均の転出、転入戸数は三、四戸に及び、その流動性は極めて激しい。昭和期に入ってから、その激しさは幾分劣えるが、それでも年間平均一・五戸前後の転出入がみられ、安定化していない。因にいえば、昭和戦前期のこの転出、転入の激しさは、戦後北海道で挙家離農が激発した高度成長期のそれにほぼ匹敵するほどのものであった。大正期までの流動性の激しさ、昭和期のその弱化という全体的傾向を基底におきつつも、自作地主、自作層の相対的安定性に対する小作層の激しい流動性という対照が、この砺波部落においては顕著に示されているのである。⁽¹⁴⁾

3 農家の階層構成の変化

以上のような激しい流動性状況を念頭においた上で、次に明治末の地主・小作関係成立以後の農家の階層構成がその後どのように変化したかをみてみることにしたい。第一三表は、部落の全耕地の六割が水田に転換した段階で階層構成がどう変化したかをみるために、前掲第六表と比較できる形で耕作面積規模別、所有面積規模別の農家戸数をとったものである。ここから看取される注目すべき変化の一つは、小作層にも五、六町、六、七・五町層の中

第13表 所有面積規模別・耕作面積規模別農家戸数（大正6年）（単位：戸）

耕作面積 所有面積	～2町	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7.5	7.5～10	10～	不耕作・不在地主
無 所 有	1	6	6	12	5	4	1		
～1町	1	1							
1～2.5	1								
2.5～5			3	9	3	2			3
5～7.5		1	1	2	8	3	1	1	8
7.5～10					1	3			1
10～15				2	4	4		1	4
15～					3	2			1

- 注 1. 栗沢村青年会砺波支部『部落住民戸籍調査簿』（大正6年）より作成。
 2. この他に農家で4戸ほど在住していたと思われるが、耕地面積が不明なのでここには入れてない。

規模層がかなり出現し、かつ二～三町層、三～四町層が大幅に減少し、明治四四年にはおしなべて下層、零細層におしとどめられていた状況にくずれがみえはじめていることである。他方、自作、自作地主層についても、明治四四年には僅少であった六～七・五町経営層の増加が顕著である。耕地規模の面ではこのように全体的により上位階層の増加傾向がうかがわれる。このことは、畑作に比しより労働集約的な水田への転換がこの間にあったことを思えば、やや意外な感じをうけるが、ともあれこのように耕地規模を減ずることなく——むしろ増加すらさせて——水田に転換していったことが、中堅層を厚く堆積させたこの部落の水田農業の展開基盤を用意したものと注目しておきたい。

次に大正六年以後の変化を、各戸毎の耕地規模階層の上向、下降、および転出、転入の動きの動態面からみてみることにしよう。第一四表は、馬耕・直播の水稲作が一応の定着を示し、反収四俵前後の水準を確立し、そのもとで脱穀調整過程の動力化もある程度進行した昭和初期までの変化を示そうとしたものである。資料の都合上、昭和六年の数字を使わざるをえなかったが、昭和恐慌、連続冷害の影響は耕地

第14表 耕作面積変化の相關表（大正6～昭和6年）

（単位：戸）

昭和6年 大正6年	転出 離農	面積 不明	2～3町	3～4	4～5	5～6	6～7.5	7.5～10	10～	合計
転入・新設		2	10	8	7	4	2	3		37
面積不明	1			1		1	1			4
～2町	2	1								3
2～3	5			1	1		1			8
3～4	6		1			2	1			10
4～5	6			2	7	5	2	3		25
5～6	3			1	10	4	3	2		23
6～7.5	5	2	1		14	7		1		20
7.5～10	1					1				2
10～	1				1					2
合 計	30	5	12	14	30	24	10	9		

注. 資料は大正6年については第11表と同じ、昭和6年については部落資料『農家別耕作地台帳』より。

面積にまではまだそう強くあらわれてはいなかったと思われる。これによれば、転入が転出を上まわり戸数が増加する中で、全般的にやや縮小傾向が勝っているが、しかしそれは単なる縮小化ではなく、むしろ中規模層への収斂化傾向としてとらえられそうである。すなわち、大正六年時点の各階層の動きについてみると、四～五町層については一部転出しつつ五～六町層あるいはそれ以上の層へ上向していく部分もかなりみられる一方、五～六町層、六～七・五町層では逆に四～五町層、五～六町層へ下降する動きが勝り、これらの結果四町以下層の多くが転出していく動きとあいまって、大正六年から在住していた部分については全体として四～五町、五～六町層の中間層への収斂化傾向がうかがえるのである。ここではそれを、水稻作の一応の定着化傾向を反映した動きとしてとらえておくことにしたい。これに対し四町以下の下層を補充しているのが転入・新設農家である。これら転入・新設農家の約半分が四町以下層に属していると同時に、昭和六年時点の四町以下層の三分の二以上が転入・新設農家によって

第15表 耕作面積変化の相關表（昭和6～13年）

（単位：戸）

昭和13年 昭和6年	転出 離農	面積 不明	2～3町	3～4	4～5	5～6	6～7.5	7.5～ 10	10～	合計
転入・新設		1	2	4	5	2				14
面積不明	1	1			2				1	5
2～3町	7		1	1	3					12
3～4	4	2	1	3	1	1	2			14
4～5	3	3		2	7	8	4	3		30
5～6	3	2			2	9	4	4		24
6～7.5	2				3	1	3	1		10
7.5～10					2	2	2	2	1	9
合 計	20	9	4	10	25	23	15	10	2	

注. 出所は昭和13年については部落資料によって各戸毎耕地面積をとったもの。

占められている。農家としては歴史が浅く若いのをふくんでいるこれから転入・新設農家の場合、特に恵まれた条件を有している一部を除き大部分はこうして最下層に位置づけられ、そこから出発せざるをえなかったのである。また転出農家については、その約半分が四町以下層によって占められているとともに、大正六年時点の四町以下層の約三分の二が転出していっていることも注目される。もっとも自作地主層の有力層にも大正末期に土地を売却せずに転出していったのが数戸あったこともつけ加えておかなければならない。

第一五表は同じように昭和六年から昭和一三年にかけての変化をみたものである。ここでは傾向は前とは変わり、転出が転入を上まわる中で全般的に拡大傾向が勝るようになっている。昭和六年時点の四町以下層の多くは転出するか、上向するかして同一階層にとどまるものは少なく、四～五町、五～六町の中層も下向するのは少なく一～二階層上向、とくに六～七・五町、七・五～一〇町層へ上向する部分の動きが目立っている。これに対し六～七・五町、七・五～一〇町層は逆に上向するものはほとんどなく、下降するのが非常に多くなっている。以上、二～三町、三～四町層の下層の転出、四～五町、五～六町層の

第 16 表 所有面積規模別・耕作面積規模別農家戸数(昭和9年)
(単位:戸)

耕作面積 所有面積	2～3町	3～4	4～5	5～6	6～7.5	7.5～10	10～
無 所 有	4	12	10	8	5	1	2
～1町			1				
1～2.5	1	1	1	1			
2.5～5	1	2	3	3		2	
5～7.5			2	9	2	1	
7.5～10		1	4	1	1	3	
10～15			1	1	4	2	
15～				1	2	4	

- 注 1. 砺波農事実行組合聯合会『帝国農会主催農家簿記優良記帳審査会出品調査』より作成。
2. 土地所有面積は部落内土地所有だけでなく、部落外所有面積もふくまれていると思われる。

中間層の上向化傾向の中で、四町以下層は大幅に減少するとともに六町以上の中大規模層の比重が増大してきているのが特徴である。昭和六年から一三年という期間は、その前半においては昭和恐慌と連続的な冷害凶作によって農家経済は二重の打撃をうけ負債を増加させるものも一部に生じ、その後半においては準戦時体制に移行しつつ前半の矛盾を処理する形で分解が促進されていくという時期である。したがってさきの第一三表にみたような分解の

動向は、このように恐慌・冷害の過程を経て準戦時下に移行する中での、経営的分解の戦前段階での一つの到達点を示すものといえる。

それではこのような各戸の上向・下降・転出入の過程を経て、どのような階層構成に到達したであろうか。第一六表は資料の都合から昭和九年をとらざるをえなかったが、この年における所有面積規模別、耕地面積規模別の農家戸数を示したもので、前掲第一五表でみたような分解の結果までを充分に反映したものではありませんが、それでもここから次のような特徴を指摘することができます。すなわち小作層については五町以上層の増大である。

その比重は自作・自作地主層のそれには及ばないが、大正六年の場合に比較してかなり増加しており、大正六年段階でみられた傾向が一層進展していることがわかる。また自作・自作地主

第 17 表 上向化階層の自作小作別動向
(昭和 6 ～ 13 年, 耕作面積)

(単位: 戸)

昭和 13 年 昭和 6 年		転出 離農	面積 不明	3 ～ 4 町	4 ～ 5	5 ～ 6	6 ～ 7.5	7.5 ～ 10
自 作	4 ～ 5 町	1	3		2	6	1	2
自作地主	5 ～ 6	1	1		1	6	2	3
自作小作	4 ～ 5 町			1			1	1
	5 ～ 6					1	1	
小 作	4 ～ 5 町	2		1	5	2	2	
	5 ～ 6	2	1		1	2	1	1

注. 資料は第 15 表と同じ.

層についても全般的により上位の経営階層の増加傾向がみられるが、特に顕著なのは自作地主層の七・五～一〇町経営層の増加で、戦時体制下の労働力不足が顕在化する以前の一つの到達点を示すものといえよう。以上のような変化の結果、小作——中下層、自作・自作地主——中上層という階層構成の大枠自体が根本的にくずれるところまではいっていないが、小作層においても五町以上の中規模経営層の比重が増大して自作層の中規模層と肩をならべ、自作・自作地主で新たに比重を増した六～七・五町、七・五～一〇町経営の中大規模層へと連なり、こうして全体として自作地主・自作・小作の各層が連続的なつながりを有するようになってきたことが指摘されるのである。

このようにこの時期の階層構成の変化において、五町以上経営の中大規模層の比重の増加がみられること、その中で特に五～六町、六～七・五町の経営階層における小作層の比重の増大が重要な意味

をもつてきている。そこで、この点の補足的検討のため、さきの第一五表において上向化傾向の最も著しかった四と五町、五～六町層の動向を自作小作別に分けて第一七表に示してみた。これによれば、上向化の傾向は自作・自作・小作の各階層に共通にみられるが、自作・自作地主層の場合七・五～一〇町歩の大規模経営にまで上向化する

動きがかなりみられ、この点で自作・自作地主層の優位性を示している。これに対し自小作層、小作層の場合には七・五〇町経営にまで上向する動きは弱い、五〇六町、六〇七・五町経営層へ上向する動きはかなりみられる。そして小作層、自小作層のこの上向化の動きが、さきに指摘した五〇六町、六〇七・五町経営階層における小作層の比重増大をもたらす要因となっているのである。

4 農家経済の動向

以上にみてきたような階層分解の動きについて補足するために、特に小作中層の台頭等昭和期以後の新たな変化の要因なり、その意味なりを探ることに焦点をあてながら、農家経済の動向についてみてみることにしよう。第一八表は農事実行組合の簿記記帳運動による各戸の記帳結果を階層別に組みかえて集計、整理したものである。一戸一戸の数字に果たしてどの程度の厳密さがあるのかという問題はふくんであるが、ともかく部落全戸を網羅しているので（ただし昭和一二年は六農事実行組合中一農事実行組合分が欠けているが）、階層分解の動向の特徴とつなげながら、ここにあらわれている特徴を探ってみることにしたい。

まず最初に、小作、自作等それぞれの中で、耕作面積階層毎の比較をしてみると、昭和九年の場合には、自作層、自作地主層では例えば反当農業収入が下層ほど高くなるなど傾向性は不鮮明だが、作柄が平年作に回復した昭和一二年の場合には、反当農業収入・農業所得等において小作では五〇六町層および六〇七・五町層、自作、自小作で六〇七・五町層、自作地主で七・五〇町層が最も高くなるという共通の傾向がかなり鮮明にあらわれている。ところでこれらの層は、さきの第一五、一六表でみた増加傾向の著しい層とほぼ一致している。これらの階層の増加が、実はこのような経営的充実をともなった動きであったということができるのである。

第18表 階層別農家経済の状況

(単位：円、戸)

階層別耕作 面積規模別	昭 和 9 年									昭 和 12 年				
	農業収入	農業費	農業所得	その他人 収 入	家計費	経済余剰	反当農 業収入	集計 戸数	農業所得	その他人 収 入	家計費	反当農 業収入	集計 戸数	
小 作	2~3町	1,148	574	574	282	352	42.9	4	564	103	325	42.7	1	
	3~4	1,508	700	808	398	528	44.6	12	502	98	380	48.8	8	
	4~5	2,100	887	1,213	600	764	46.5	10	849	219	635	48.3	9	
	5~6	2,291	1,086	1,205	757	676	43.1	8	1,302	131	635	50.8	8	
	6~7.5	2,390	1,193	1,197	715	592	34.8	5	1,391	302	1,037	50.5	3	
	7.5~10	2,361	1,113	1,248	765	631	25.5	2	949	254	1,048	31.8	2	
10~	6,114	1,537	4,577	1,575	3,087	48.5	1			740		2		
自 作 小 作	2~3町	1,262	623	639	485	179	45.1	1	769	21	620	43.5	1	
	3~4	1,220	528	692	315	392	38.7	1	961	96	595	42.9	3	
	4~5	1,741	1,020	721	550	537	37.6	3	1,272	118	1,114	40.9	2	
	5~6	1,993	871	1,122	729	578	37.8	1	1,444	610	1,697	47.3	3	
	6~7.5	3,032	1,380	1,652	173	987	41.0	3					2	
	7.5~10	3,383	1,069	2,314	275	1,385	38.9	3	2,146	7	1,195	44.8	2	
10~	4,044	1,579	2,465	1,316	2,312	43.7	1							
自 作	2~3町	1,295	202	1,093	209	903	51.8	1	946	35	547	53.4	2	
	3~4	2,007	851	1,156	566	1,516	59.9	2	1,643	92	460	51.6	5	
	4~5	2,122	804	1,318	787	754	46.9	9	1,406	195	1,169	47.4	5	
	5~6	2,280	813	1,467	1,021	896	42.7	11	1,881	330	1,796	54.8	4	
	6~7.5	2,656	896	1,760	987	1,182	40.8	3	1,756	65	2,413	46.0	4	
	7.5~10	3,354	1,193	2,161	1,153	1,079	39.9	3					1	
10~	3,509	1,388	2,121	1,050	2,145	26.9	1							
自 作 地 主	3~4町	1,685	467	1,218	280	1,025	56.2	1	499	648	834	42.0	1	
	4~5	2,347	1,067	1,280	1,184	1,377	43.8	2	1,530	1,540	1,877	48.4	3	
	5~6	2,768	1,109	1,659	1,046	1,969	43.8	5	1,674	1,176	1,877	52.6	2	
	6~7.5	3,011	1,448	1,563	1,366	1,661	36.6	4	2,740	1,792	1,553	56.9	6	
	7.5~10								2,689	850	1,200	38.0	1	
	10~													

- 注 1. 昭和9年は、第16表と同じ資料より、昭和12年は部落資料『昭和12年基本調査集計表』より集計。
 2. 昭和9年は全戸だが、昭和12年は6農事実行組合中1農事実行組合分を欠く。
 3. 昭和9年と12年の間にはかなり階層移動がみられるので、同じ階層でも9年と12年では構成農家には相違がある。

次に、自作と小作との比較をしたときどのような特徴を指摘できるだろうか。まず昭和九年についてみると、農業所得、家計費、経済余剰、反当農業収入等を全体としてみた場合、上層と下層では自作の方が大きく優位にたっているが、中層の四〇五町層および五〇六町層については両者がかなり接近した経営内容となつていることが指摘できる。このような特徴は昭和一二年の場合にもあらわれており、四〇五町層にはかなり大きな格差が生じているが、五〇六町層では（自作がおちこんでいるせいもあるが）小作と自作の格差は非常に小さいものになっている。しかもこれらの層は、小作の中では最もすぐれた経営内容を有しているのである。昭和期に入つて増加し、そのウエイトを高めてきた小作中層が、このように自作中層に匹敵するような経営内容を実現するにいたったことは重要である。

更にもう一つみておきたいのは自作地主の農家経済の動向である。自作地主は、昭和一二年の七・五〇一〇町経営層を除けば、農業所得、反当農業収入等の水準では自作と比較してむしろ劣位にあつたといえる。しかしながら、小作料がその大半を占めていられるとされるその他収入の水準の高さが、それを補い、他に比しより大きな経済力・蓄積力を確保せしめ、自作地主に優位な経済的地位を与えているのである。ただ自作地主の小作料収入への依存の度合についていえば、昭和九年の場合にはその他収入は確かに農業所得と相半ばし、家計費をこれのみで賄うことが可能な水準になっているが、それは必ずしも恒常的ではなく、一二年の場合にはそれでは不足し、農業所得が不可欠となっている。しかも農業所得が小作料収入をかなり上まわるとともに、その上まわる度合が経営規模が大きくなればなるほど大きくなっている。砺波部落の地主は、この点においてまさに自作地主としての性格を強くもつていたといふことができ、それはこの部分の部落へのかかわり方をも規定するのである。⁽¹⁵⁾

以上にみてきた階層構成の変化を次節以後の問題とつなげる形で小括しておこう。明治末に成立した自作地主・自作主体の構成の枠組みは、昭和期に入っても基本的に変化しなかったとはいえ、昭和恐慌、連続冷害の過程を経て、小作・自作の零細下層の多くが転出していく一方、小作層の中からも経営的上昇をとげていく部分が生まれ、自作中層と肩をならべうような小作中層の新たな一群を生みだし、それが自作地主・自作で新たに比重を増した上層へと連なるといふ一定の変化が生ずるにいたった。そしてこのような構成とその変化が、後述するような明治末・大正期における自作地主・自作主体の部落構造の形成・展開、そして昭和期に入ってから的小作層の部落運営への組み入れと農事実行組合の強化を通ずる部落の再編をもたらし階層的基盤をなしていたのである。(未完)

注(一) 貸下地の権利の売買の一例を次に掲げておく。

貸下地名義譲渡契約證

石狩国空知郡栗沢村字トナミ南八線東十二番地甲號

宮森三九郎

石狩国空知郡幌向原野区画地南八線東拾壹番地甲號

原野地壹萬五千坪 内四町歩余畑ニ開墾 此譲渡代金五百貳拾五圓也 但シ居小屋貳棟付

右ハ拙者ニ於テ兼テ岡田久藏ヨリ譲受置キ処今般□□タルニ依リ貴殿江□記代金ヲ以テ譲渡申候右代金ノ内金五拾五圓也本日手附金トシテ正ニ請取申候殘金ノ儀ハ明治廿九年拾貳月貳拾四日限り四百七拾圓也相□ク申請ヘリ契約仕候然ル上ハ後日必ス苦情ハ一切無□勿論右契約ノ日限ニ殘金請取次第土地譲渡ノ□約可仕候仍テ為後日貸下地名義譲渡尅札如件

明治廿九年三月十日

右譲渡人 宮森三九郎

右保証人 本田幸彦

第19表 栗沢村における出身
地方別戸数(明治45年)

出身県	移住戸数
山井	370
瀧川	80
島川	23
島庫	35
阜城	75
島田	47
形森	39
賀口	30
山知	32
その他	30
計	3
	4
	3
	4
	12
	3
	2
	3
	37
	832

注 1. 『栗沢町史』(昭和39年), 862~863頁より。

2. 明治45年2月調査の「村内農場調査書」およびその他の記録から調べたもので、必ずしも村内全部を網羅していない。

森田次郎吉殿

(2) 『空知郡栗沢村砺波団体発達史』(大正六年)、七頁。

(3) 湯沢誠「明治末期における北海道の農民層分解について」(農業総合研究所北海道支所『研究季報』第一三三号)、三一頁。

(4) 湯沢誠『北海道農業論序説』参照。

(5) 『空知郡栗沢村砺波団体発達史』、七頁。

(6) 本田栄三郎翁伝『至誠一貫』、三四頁。

(7) 北海道庁『産業調査報告書』第六卷(大正四年)。

(8) 『至誠一貫』、四四頁。

(9) 『砺波団体史』(昭和九年)、七頁。

(10) 例えば聴取によれば、この部落で一五町歩の自作地主であったS家の場合、明治三二年に七・五町歩を部落内で買入れているが、そのときは下志文(隣村)の高利貸がS家の先々代の勤勉さを見込んで資金を貸してくれたとのことである。
(11) このように新来者のはとんど総てが砺波地方の出身者でもって占められていたことは(自作入地の場合でもそうであった)、一面ではこの部落の閉鎖的性格を示しているが、他面そのようなやり方でも転出者の跡を補充する転入者、小作人を確保できる状況にあったことを示している。一般的には、明治末になると府県からの移住者の増大とともに、既小作入

地者の転出、自作者の没落、小作化による流動化が進み、三〇年代前半までにみられたような小作人確保難は去っていた。その中で大きくは石狩・空知などの旧開地から十勝・網走などの新開地への転出という移動の流れ

第20表 移民団体における入植者の分解

(単位:戸)

		0	～2.5町	2.5～5	5～7.5	7.5～10	10～15	15～20	20～	合計
三重団体(空知郡幌向原野)	所有地	6	2	1	21	3	16	7	5	61
明治26年入植	耕作地	3			30	3	14	8	3	61
東伊予団体(雨竜郡パンケポロマップ原野)	所有地			12	24	4	3		3	46
明治29年入植	耕作地			11	24	6	3		1	46
福島団体(上川郡ペーパン原野)	所有地	20	2	11	30	5	6	3		77
明治31年入植	耕作地		1	11	33	7	7			*59
五位団体(中川郡ヌカナイ原野)	所有地	1			9	1	17	4	1	33
明治31年入植	耕作地	2		8	9	10	3			**32
愛知団体(芽室太原野)	所有地	12	1	13	29	2	3		1	61
明治29年入植	耕作地	1	4	23	25	4	4			61
江波団体(河東郡中音更原野)	所有地	15		8	7	2	8	1	1	42
明治30年入植	耕作地		1	16	16	2	6	1		42
武蔵団体(河東郡中音更原野)	所有地			2	9	1	13	4		33
明治30年入植	耕作地	3		1	13	4	10	2	4	33
矢部団体(河東郡然別原野)	所有地	1		4	8	6	7	1		27
明治30年入植	耕作地	1	2	2	5	9	7	1		27

注 1. 北海道庁『移住者成績調』第1巻(明39年),第2巻(明41年)より作成。

2. *印は耕作地規模の不明が他に18戸ある。

**印は耕作地規模不明が1戸ある。

とともに、旧開地内部でのより有利な条件の小作地を求めての小作層の移動も極めて激しかったことにも注目しておかなければならない。また出身地別の戸数についてみれば、第一九表の通りここには栗沢村の場合しか示していないが、一般的に空知・上川の水田中核地帯には富山県をはじめとする北陸地方の出身者の比率が高い。なかにはこのことと関連して北海道の水田農業と富山、新潟等からの移住者との関連の深さを指摘するむきもある。

(12)

参考までにこの砺波団体とはほぼ同じような形で自作形態で集団で入植した団体の、入植後一〇年あまり経過した段階での分解の状態を示せば、第二〇表の通りである。入植当初は皆ほぼ一様に五町歩ないしは一〇町歩の貸し下げをうけて入植したのであるが、それから一〇年あまりを経過した段階では、このようにいづれも分解がかなり進行しており、地主・小作関係の形成をうかがわしめる。なお、明治末の農民層分解の動向を湯沢氏は次のように概括している。「一方で新開地の開拓が進むなかで、他方では旧開地を中心として農民層内部での分解がはじまり、自作の小作化・零細化が進行し」、このような「分解転落の反面に

において一部の成功者（その多くは特典的自作入植者だが）は土地を集中し、ある程度までの経営上昇を示したが大経営者とはならず貸付化・寄生化に向ったと考えられる（伊藤俊夫編『北海道における資本と農業』、一一七―一一八頁）。自作の分解、一方で没落・小作化と、他方での土地集中、いわば農民的蓄積の上にたつた中小の耕作地主——北海道に特有の大地主とは異なった地主類型——の形成は、砺波団体のような移民団体における農民層の分解の共通の特徴として指摘できるようなのである。

(13) 砺波部落に隣接する栗沢村栗部の天崎正太郎氏によって考案された栽培方法で、直播、冷温床、水苗代の三つを合理的に組みあわせることによって、それぞれの作業適期を分散させ、労働力が平均的に配分できるようにしたもの。戦時中はかなり普及したといわれる（北海道農会『栗沢村農業経営の概要』、『その概はいまもなを——天崎正太郎翁を偲ぶ』参照）。

(14) 旧開水田地帯に属するこの地域で、しかも新規の転入者の八〜九割が砺波地方出身で、「何レモ知己又ハ友人ノ周旋ニ依ル」とされる閉鎖的な部落においてさえ、小作層はこのように流動的であったことに、我々はあらためて驚かざるをえない。このような農家個々の流動性は、統計数字によっては容易にはつかみえないが、旧開地内部においても、旧開地と新開地との間においても、前住地での経済的困窮、小作条件への不満、土地取り上げ等々を理由とする移動は、農外労働市場の展開ともかわって時期によって強弱の差こそあれ、昭和の一定時期まではかなりみられたのではないか。そして労働市場に模していえば、小作人市場とでもよぶべき状況がそこにはあったように思われるのである。

(15) なお、地主の土地所有規模の動向について補足しておけば、大正六年には二〇町歩以上地主は存在せず、昭和九年で二六・四町歩地主一戸と二〇・四町歩地主一戸の外は総て二〇町歩以下で、地主としての規模はいずれもそう大きくはない。この点は部落外地主についても同様で、二〇町歩以上の地主は一戸も存在しない。

〔付記〕

本稿は、五〇年八月における矢崎俊治、神田健策両氏との共同調査、および前後何回かにわたる調査の結果をとりまとめたものである。調査にあたっては、栗沢町役場および砺波部落の方々から多大なご協力をいただいた。とくに本田良照、宮森保

治岡氏からは部落の資料や本田栄三郎氏が遺された資料の提供など多大な援助とご協力をいただいた。記して深謝する次第である。

(研究員)